



までに行われた案件の55%に関与し、係争額が40億ドル以上の案件には75%も関わっている。

今まで投資家が勝った仲裁で米国が負けたケースはない。なぜか。表向きは分からないが、仮に訴訟国家の米国が仲裁に負け、制度

が利用されなくなれば仲裁という産業が廃れ、仲裁人の仕事がなくなる。このようなバイアスがかかりやすいことは指摘されている。

国の主権を越えて、民主的ルールが変えられてしまう危険も。場合によっては国の裁判所すら越えてしまう。米石油大手シェブロンがエクアドルで起こした環境汚染。被害住民の提訴に、同国の裁判所は同社に賠償を命じたが、同社は仲裁を使って国に判決の執行を止めさせた。

日本に置き換えれば、東京地裁の判決を安倍晋三総理が止めるということ。三権分立の大原則が崩れてしまった。

政府の楽観視危険

日本も他国と同条項が入った協定を結んでいるが、政府は「これまで訴えられたことはない」と楽観視している。よく考えれば当たり前。日本が先進国、相手が途上国という立場の協定が多く、日本が投資する立場だった。米国のような仲裁を使ってきた投資家が多くいるような国との協定は初めてで、訴えられないことは考え難い。

それぞれの国が発達させてきた合理的な司法制度を尊重すべき。投資で損失を被った場合は、その国の裁判所に訴ればいい。米国との協定に同条項だけは含めてはいけない。賠償金として払われるのは国の税金だ。国の主権を無視した治外法権となんら変わらない。

TPP 漂流 識者に聞く (6) 食の安全

2017年1月29日

奈良県立医科大教授 今村知明氏 リスク不変

アメリカがTPP（環太平洋連携協定）からの離脱を表明したが、仮に今後TPPが発効されたと仮定した場合でも、食の安全に関しては基本的に影響はないとみられる。食の安全性に関わる規則の部分は、WTO（世界貿易機関）に含まれるSPS協定にのっとるということを宣言しているためだ。

新たな緩和ない



SPS協定とは、各国が食品の安全性を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにしたりしながら、公正な国際貿易を担保するための国際的なルールのことで、TPP交渉を進めたからといって新たにルールが緩和されるという

ことはない。

WTOが発足したときに緩和されたものはたくさんあり、その代表的なものは消費期限だ。昔は食品に製造年月日を記していたが、それが消費期限の表記になった。これはSPS協定の流れを受けており、本をただせばコーデックスという国際食品規格基準委員会で決まったものだ。

すなわち、影響を受けるというのは当時WTOに加盟する段階であったことで、今回TPP交渉に参加したとしても日本の食品安全基準を緩和するということにはな

らない。

遺伝子組み換え食品を例に挙げると、WTOの中で許容できる範囲に一定程度制限をかけているので、今回のTPPでWTOのルールに基づくことが決められている以上、規制緩和を迫られるのではないかと議論が起こることには疑問がある。また日本が輸入に頼っているアメリカの大豆やトウモロコシの多くは遺伝子組み換えで、それを止めることは日本の食糧危機を招くことにもつながりかねない。

2国間FTA（自由貿易協定）については実際に交渉が始まってみないと分からないが、日本政府の立場としては食に対してはコーデックスの基準を順守するとみられ、その線は崩さないだろう。

今後の展望として、食の分野ではTPP交渉が進んでも現段階と変わらないとみられる。ポストハーベスト農薬や残留農薬などの問題もTPPだから発生するのではなく、WTOの時点ですでに起こっていたのだ。

検査体制充実を

ただ、日本では外国から輸入される食物の検疫体制が十分でない。検疫所の食品担当職員は国内全体でも500人しかおらず、5000人以上いるアメリカと比べても少なすぎる。日本の食料はカロリーベースで6割程度を輸入に頼っているため、それを500人でチェックするというのは無理がある。そのため禁止されている農薬などが含まれる食物も入ってくる可能性があり、もっと人を投入し充実した検査体制をつくるべきだ。